2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉放森七九、八一、八二、八四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
沼倉放森八一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字野田字持柿九三二の一、九三〇・九三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字城ノ平九三六、九三七の一六から九三七の一八まで、九三七の二二から九三七の二五まで、九三七の二九から九三七の三二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字冥賀字恋田和一四七五のい、一四七五のろ、一四八六のい、一四八六のろ、一五一五のろ、一五一七の一、一五一九のい、一五一九の二、一五二一のい、一五二三のろ、一五二六のは
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字中畑字屋敷廻七二七、字荒田七三四、七三五、七三八、字山ノ口七六八、七七〇、七七一、七七二の一、七七五、七七七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字屋敷廻七二七（次の図に示す部分に限る。）、字荒田七三五、七三八、字山ノ口七六八、七七〇、七七一、七七二の一、七七五、七七七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県鳴門市大津町大代字東口一五四五の二、一五四六の二、一五四七の六、一五四八の四、一五四八の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千四百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市桜江町川戸九〇九の七・九一〇の一九・九一一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　農道用地とするため
二　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市桜江町川戸九〇九の七・九一〇の一九・九一一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日和三二五四の一三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市菅生字芋ノ萱七二九九の一、七二九九の二、字水汲七三〇二の一、字水汲平七三〇三の一、七三〇三の五、苫田郡鏡野町百谷字ほら谷二二一の一、香々美字桜谷二二六の二、二二七、二二八、字舛形二三六の四から二三六の六まで、二三八の一、二三八の七、二三八の九、二三九の一、二三九の三、二三九の五、二三九の一〇、二三九の一一、二三九の一六、二三九の一七、二三九の二五、字河原谷奥五五一の六七、五五一の六八、五五二の一、五五七の一、五五七の二、五六二の五、五六二の六、五六五、字河原谷五五四から五五六まで、五六八の一、五六八の二、五七三の二、字河原五六六